

産業建設委員協議会記録

開会年月日	平成24年2月13日
開会時刻	午前10時41分
閉会時刻	午後 2時25分
出席委員名	◎広耕太郎 ○岡田善行 辻 孝記 山根隆司
	品川幸久 小山 敏 工村一三 山本正一
	世古口新吾
	西山則夫 議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	中野 諭
協議案件	倉田山公園整備等防災まちづくり推進に伴う社会資本総合整備計画作成について
	内宮前駐車場の有料化について
	公営住宅法の改正に伴う伊勢市営住宅の管理について
	伊勢市道路整備プログラムの策定について
	伊勢市やすらぎ公園プール廃止に伴う代替措置について
	岩手県山田町への暖房機器の支援について(報告案件)
	保険料等のコンビニエンスストア収納の開始について(報告案件)
	国営宮川用水第二期農業水利事業負担金の予算計上年度の変更について(報告案件)
	伊勢フットボール場の施設の整備について(報告案件)
説明員	産業観光部長、都市整備部長、商工労政課長、都市計画課長
	交通政策課長、その他関係参与

☆協議経過並びに概要

広委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「倉田山公園整備等防災まちづくり推進に伴う社会資本総合整備計画作成について」「内宮前駐車場の有料化について」「公営住宅法の改正に伴う伊勢市営住宅の管理について」「伊勢市道路整備プログラムの策定について」「伊勢市やすらぎ公園プール廃止に伴う代替措置について」、「岩手県山田町への暖房機器の支援について（報告案件）」「保険料等のコンビニエンスストア収納の開始について（報告案件）」「国営宮川用水第二期農業水利事業負担金の予算計上年度の変更について（報告案件）」「伊勢フットボール場の施設の整備について（報告案件）」を順次協議題として、各担当から説明を受け、若干の質疑を行った後、協議会を閉会した。

（開会 午前10時41分）

◎広委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので会議は成立をしております。

それでは会議に入ります。

本日、御協議願います案件は、「倉田山公園整備等防災まちづくり推進に伴う社会資本総合整備計画作成について」「内宮前駐車場の有料化について」「公営住宅法の改正に伴う伊勢市営住宅の管理について」「伊勢市道路整備プログラムの策定について」「伊勢市やすらぎ公園プール廃止に伴う代替措置について」、報告案件としまして「岩手県山田町への暖房機器の支援について」「保険料等のコンビニエンスストア収納の開始について」「国営宮川用水第二期農業水利事業負担金の予算計上年度の変更について」の以上8件でございます。

【倉田山公園整備等防災まちづくり推進に伴う社会資本総合整備計画作成について】

◎広委員長

はじめに「倉田山公園整備等防災まちづくり推進に伴う社会資本総合整備計画作成について」を御協議願います。

当局の説明を求めます。

都市整備部長。

●宮田都市整備部長

本日は大変御多忙のところ産業建設委員会に引き続きまして、産業建設委員協議会を

開催いただきましてまことにありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、先ほど委員長さんから御案内のありました「倉田山公園整備等防災まちづくり推進に伴う社会資本総合整備計画作成について」外4件と報告案件といたしまして「岩手県山田町への暖房機器の支援について」外2件でございます。

またその他といたしまして、急遽追加で産業観光部から1点報告をさせていただきたい事案が出てまいりましたので併せてよろしくお願いたします。

なお、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から御説明申し上げますのでよろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎広委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

それでは、倉田山公園整備等防災まちづくり推進に伴う社会資本総合整備計画作成について、国土交通省所管社会資本整備総合交付金（全国防災）の活用につきまして、御報告申し上げます。

お手元の資料1を御高覧賜りたいと存じます。

昨年12月16日に開会いただきました産業建設委員協議会におきまして、社会資本整備総合交付金の仕組みにつきまして御説明申し上げ、消防本部庁舎建設に対しましては、所管する総務省に補助メニューがないことから、倉田山公園を消防本部庁舎と一体となった防災公園として整備することで、消防本部庁舎及び関連施設整備に要する経費の一部に国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を活用いたしたく、国土交通省と協議を行っていることを御報告申し上げたところでございます。

本日は、現在、国土交通省と協議を進めております社会資本整備総合交付金メニュー及び社会資本総合交付金整備計画案の概要につきまして御報告申し上げます。

1ページをごらんください。

国土交通省と協議している社会資本整備総合交付金メニューは、昨年秋の、国の平成23年度3次補正におきまして、東日本大震災の教訓から、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策として設けられた全国防災枠の活用でございます。

本市におきましては、東海、東南海、南海地震による津波被害が想定されることから対象となるもので、採択をされましたならば、都市防災推進事業としての取り組みは、県下では、はじめてとなるもので、本市以外では、紀宝町が平成24年度採択に向けて国土交通省と協議を進めているとお聞きしているところでございます。

次に、資料上段の東日本大震災復興交付金・社会資本整備総合交付金の関係について

をごらんいただきたいと存じます。

緑色で表示しております「3 社会資本整備総合交付金全国防災」は、優先的に、防災・減災事業を進めるため、通常为社会資本整備総合交付金から切り離されたものでございまして、市といたしましては、消防本部庁舎建設を契機に、都市防災総合推進事業を基幹事業とする社会資本総合整備計画を作成し、倉田山公園を防災拠点とする防災まちづくりの推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、国が示しております津波対策として活用できる都市防災総合推進事業の事業メニューでございます。

災害危険度調査、住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備、地震に強い都市づくり緊急整備事業に係る特例が挙げられております。御高覧賜りたいと存じます。

次に2ページをごらんください。

都市防災総合推進事業におけます津波対策の具体事例等についてでございます。

ソフト事業に、津波シミュレーションの実施、津波防災マップの作成、地域協力会による避難訓練。

ハード対策に、高台に避難するための避難路・避難階段の整備、避難場所となる公園の整備、備蓄倉庫の整備、津波タワー等避難施設の整備、耐震性貯水槽の整備、自家発電設備の整備が挙げられております。

次に、現在、市におきまして検討いたしております社会資本総合整備計画案の概要でございます。

計画名称を、伊勢市における東海地震、東南海・南海地震等大規模災害に備えた防災まちづくりの推進とし、計画の期間は平成24年度から27年度までの4年間、倉田山公園整備を交付金対象事業とすること、そして本来ならば消防本部庁舎建設並びにその関連事業は交付金対象事業にはなりません、一つ一つ細かく検討し、可能な限り都市防災総合推進事業として交付金対象事業とすること、そして3つ目に防災対策に関する事業を交付金対象事業とすることを、ポイントといたしまして、社会資本総合整備計画の作成を検討しているところであります。

なお、社会資本総合整備計画作成及び国土交通省との協議調整は、都市局所管事業でありますことから、都市計画課計画係で行っているところであります。

3ページをごらんください。

本市におきまして、活用が考えられる交付金対象事業でございます。

社会資本整備総合交付金対象事業につきましては、昨年12月16日に開会いただきました産業建設委員協議会におきまして、基幹事業、関連社会資本の整備、効果促進事業の3つがあることを御説明申し上げたところでございます。

基幹事業を都市防災総合推進事業とし、活用が考えられる交付金事業といたしまして、災害危険度調査として避難困難地区等調査を、住民等のまちづくり活動支援として、自主防災組織等地域住民の避難訓練実施支援や地区まちづくりの推進を、地区公共施設等

整備として、避難所である小中学校への屋外避難階段の整備、避難所及び要援護者施設への飛散防止フィルムの貼付、津波避難タワーや避難路の整備、倉田山防災拠点への消防防災センター、同報系防災行政無線、緊急災害時自家用給油所の整備、そして、公園整備などがあり、国土交通省と協議しながら検討を行っているところでございます。

関連社会資本の整備には、倉田山公園を防災拠点とすることで、併せて、都市公園事業としての倉田山公園整備事業が考えられ、効果促進事業には、資機材等備蓄物資の整備、移動系の防災行政無線の整備等が考えられ、国土交通省と協議を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、中部地方整備局におかれましては、管内ではこのような総合的な防災、減災等のための施策への取り組み事例が少ないことから、一つ一つ交付金事業の対象になるかどうか国土交通本省への確認をいただきながら協議を進めているところでございます。

なお、社会資本整備総合交付金の交付率につきましては、ソフト事業が3分の1、ハード事業が2分の1でございます。

4ページをごらんください。

活用が考えられる平成24年度事業でございます。

先ほど御説明申し上げました事業の中から、市単独事業として検討しております事業を全国防災事業として平成24年度当初予算に反映いたしたく、国土交通省と協議の上、要望を行っているものでございます。

基幹事業として、避難所の見直しを行う避難困難地区等調査、自主防災組織等地域住民主体の避難訓練実施支援、小中学校への屋外避難階段や備蓄倉庫の整備、避難所等への飛散防止フィルム貼付、倉田山防災拠点への消防防災センター整備のための土木設計、及び建築設計、公園整備の実施設計を、関連社会資本の整備に、都市公園事業倉田山公園整備事業を平成24年度事業として検討しているところでございます。

社会資本総合整備計画につきましては、今後も協議を重ね、本年3月中に作成し、国土交通省に提出いたしたいと考えているところでございます。

なお、社会資本総合整備計画につきましては、毎年度変更することも可能となっておりますので、個別の事業の熟度を見極めながら、必要に応じ加除をしてみたいと、そのように考えているところでございます。

以上、倉田山公園整備等、防災まちづくり推進に伴う社会資本総合整備計画作成につきまして御説明申し上げます。

何とぞ、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎広委員長

ありがとうございました。会議の途中ですが、11時5分まで休憩いたします。

(休憩 午前10時53分)

(再開 午前11時04分)

◎広委員長

それでは休憩を閉じ会議を続けます。

ただ今の説明につきまして御発言はございませんか。

辻委員。

○辻委員

ちょっと1点だけ確認させてください。

今回社会資本整備総合交付金の関係を使っているということで話があったのですが、同じように3次補正の中には文科省からも学校耐震化、そういった防災機能の強化という部分での交付金等がされているかというように思っているのですが、今回なぜこちらの整備交付金を決められたのかその辺からまず経過を教えてください。

◎広委員長

都市計画課長。

●谷口都市計画課長

文科省の話は、私ども聞かせていただいたのが、ちょうど1月の10日過ぎでしたか、国土交通省のほうとは、常に情報の交換ができておまして、年末ですね、12月26日から国土交通省のほうと協議をさせていただいております。その中で政府として24年度もそのような制度があるというふうなことをお聞きして、そちらと協議をしていたというふうなところでございます。

内容につきましては、文科省のほうは、国費が3分の1、それから起債が残り3分の2が100%起債で80%充当と、交付税充当というようなお話を聞かせていただいたところでございますが、こちらのほうも制度上は同じもの、同じ全国防災の枠を文科省が使った文科省用で、国土交通省のほうはそれを活用しておるというような形で、元々は同じで、こちらは2分の1でございますので結果的には、もし起債が情報戦略局の判断によるのですが、こちらの交付率が2分の1、それで市の負担が2分の1で100%起債の80%交付税措置を選んだとするならば、市負担は10%であると。文科省のほうはそれを計算していきますと、13.3%負担になります。いずれにしても国土交通省のほうも元々の基幹事業のメニューの交付率が2分の1であったと。それで文科省が3分の1であるというその違いで国土交通省のほうの方が有利であるというふうな判断もさせていただいたところでございます。

◎広委員長
辻委員。

○辻委員

そうすると文科省と国交省との絡みで、結果的には有利なほうを選ばれたという形だということで理解をさせていただきましたけれども、文科省のほうでは学校の耐震化云々の部分で、非構造部材の耐震化もメニューに入っているような形になっているものですかね、その辺のところの、今回先ほど御説明あったのは、学校自体の耐震化は、終わっているのですが、非構造部材の耐震化は、学校は終わっていないというふうに私は理解しておりますので、その辺のところを考えるとメニューに入れられなかったのかなというふうなことを感じましたのでその辺の御見解等がありましたらお教え願えますか。

◎広委員長
課長。

●谷口都市計画課長

都市計画ではその辺はちょっとお答えのしようがないというか、ちょっと所管外であるという形で御理解をいただきたいなと思います。

◎広委員長
総務部参事。

●中村総務部参事

ただいまの御質問の中での答えとしましては、全国防災のほうは、文科省以外の事業、ここに、3ページに掲げてございますけれども、これらの全国防災枠を使うことになりますと、これらの事業がすべて補助対象となる、つまりパッケージ化がなされるという利点がございまして、そちらのほうで大きな補助を得られるということで、この全国防災を採択させていただきたいと、こういうものでございます。

◎広委員長
辻委員。

○辻委員

別に否定しているわけではなくて、今回、そういったものが入ってなかったからどうなのかなというふうに思っただけですので、その辺のところは今後メニュー的に入れら

れるのであれば少しでも入れてもらいたい、進めてもらいたいということがありましたので、その辺が、選ばれた理由からいってどうなっているのかなど、疑問になりますよね。その辺だけちょっとまた解決できれば、後ほどでも結構ですので御報告いただければと思います。以上です。

◎広委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎広委員長

御発言もないようでありますので本件についてはこの程度で終わります。

【内宮前駐車場の有料化について】

◎広委員長

次に「内宮前駐車場の有料化について」の説明をお願いします。
交通政策課長。

●中村交通政策課長

それでは、内宮周辺駐車場の有料化について御説明申し上げます。

まず浦田及び五十鈴川河川敷駐車場につきましては、3月1日の有料化開始に向け、鋭意整備を進めている状況でございます。

また、五十鈴公園グリーントピアにつきましては、年末に請負業者を決定し、工事に着手したところでございます。

本日は、神宮さんが所有する内宮前の駐車場の有料化について、協議がまとまってきましたので、11月16日に開催した産業建設委員会で報告した内容の確認も含め、御協議をお願いするものでございます。

内宮前の駐車場については、神宮さんから土地を無償で借り受け、市が有料駐車場として運営することとしており、今回は平成27年3月31日までを期日とした契約を締結したいと考えております。

3年後、特に問題がなければ、再度契約を延長し運営を継続したいと考えています。
それでは資料2をごらんください。

資料1 ページの左の欄に内宮前の駐車場の内容を記載しており、右の欄には先の12月議会で議決していただいた浦田及び五十鈴川河川敷駐車場の内容を比較できるように記載しております。

はじめに1の駐車場の名称でございます。

名称は、宇治駐車場に対し、今回の駐車場は内宮の前にあるため、伊勢市営内宮前第何駐車場としたいと考えております。

番号につきましては、資料2ページの内宮前駐車場配置計画図をごらんください。

青枠で囲んだところが神宮さんから借り受けるところでございますが、大水神社の前を伊勢市営内宮前第1駐車場、宇治神社前を伊勢市営内宮前第二駐車場、ロータリー横を伊勢市営内宮前第三駐車場、五十鈴川沿いを伊勢市営内宮前第4駐車場としたいと考えております。

神宮さんとの協議の中で、この名称にすることについて特に異論はありませんでしたが、浦田と五十鈴川河川敷の宇治駐車場の名称について、観光の視点から内宮という文字を入れたらどうかという意見をいただきました。

このことを受け、内宮前の正式名称は「伊勢市営内宮前第1から第4駐車場」としてありますが、通称名を内宮Aとし、表示を「内宮A1からA4」に、浦田及び五十鈴川河川敷の「伊勢市営宇治第1から第6駐車場」の通称名を内宮Bとし、表示を「内宮B1からB6」にしたいと考えております。

具体的には、案内看板等に表示し、対応したいと考えております。

次に2の料金設定でございます。

料金につきましては、先の産業建設委員会でも考え方をお示しましたが、宇治駐車場と同様に、1時間無料、1時間を超え2時間まで500円、以降30分毎に100円を加算する設定にしたいと考えております。

なお、有料対象とする車両は普通自動車とし、バスは無料と考えております。また、二輪車につきましては別に駐輪スペースを設け対応していきたいと考えております。

次に3の駐車回数券でございます。

これにつきましても、宇治駐車場と同様に100円券100枚を9千円で販売したいと考えており、これは、宇治駐車場と共通で使用できるよう考えております。

次に4の運用でございます。

第1駐車場は現在の形態と同様に普通自動車を予定しており、時間は入庫出庫共24時間を予定しております。

また、第1駐車場には管理棟を設け、24時間体制で管理人を配置する予定です。

第二駐車場はバス、普通自動車併用としております。

なお、第二駐車場の入り口は第1駐車場から予定しており、時間は入庫のみ7時から19時までを予定しております。

この駐車場にバスが入る場合は、バリケードなどで普通自動車と分離して対応していきたいと考えています。

第三駐車場はバス専用とし、入庫出庫共24時間を予定しております。

第4駐車場は普通自動車とし、時間は入庫のみ7時から19時までを予定しておりま

す。

この第4駐車場は奥への進入通路を確保するため、駐車場の横を通っていくように考えております。

また、第4駐車場には、障がい者駐車区画5台、思いやり駐車区画を20台程度設置したいと考えており、詳細については現在協議中でございます。

なお、緑枠で囲みました部分に二輪車の駐車場を確保したいと考えております。

そのほか、第1駐車場、第二駐車場、第4駐車場にあるトイレの管理につきましては、市で管理していくこととしております。

次に5の供用開始の時期でございます。

まず、主な工事につきましては、第1駐車場に管理棟の建設、第1駐車場と第4駐車場の出入り口に料金ゲートを、第二駐車場の出口に料金ゲートを設置する予定としており、さくや区画線等は一部分を除き現状のまま利用したいと考えております。

神宮さんとの土地の使用貸借契約は3月の神宮役員会の後となりますが、工事着手につきましては、既に神宮さんから工事承諾をいただいておりますので、今後は道路管理者や関係者との協議を行い、工事を発注したいと考えており、今のところ3月には着手をしたいと考えております。

工期としては、準備も含めると4カ月から5カ月ほどかかると見込まれるため、供用開始時期につきましては7月から8月ぐらいになろうかと考えています。

宇治駐車場は、本年3月1日に供用開始を予定しており、数カ月間の差が出てまいります。この間の対応につきましては、警備員の増強などで対応してまいりたいと考えております。

以上、内宮前駐車場の有料化について御説明申し上げます。

御協議賜りますようお願いいたします。

◎広委員長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして御発言はございませんか。

工村委員。

○工村委員

ちょっと数点お伺いしたいと思います。

まず、障がい者、高齢者、妊婦などの弱者に対する対応についてお伺いしたいと思いますけれども、今思いやりという言葉が出ましたけれども、私ちょっとあることで調べてみましたら、内宮のほうで昨年度の車いすの貸し出しが8,090台ぐらい、それから持込が2,520台ぐらい、約1万600と1万台をやっとというか、4、5年前の倍ぐらいにふえておるわけです。またこれからだんだん高齢者がふえてくるに従い、拡大傾向になるとは思いますけれども、これに対して車いすでこられた方、やっぱし2人か3人の方は

ついてくるということで、障がい者、妊婦の方あるいは骨を折られた方とか、そういう方が今後も内宮さんを参拝してくれるのではないかと、うれしい気持ちでおるわけですが、これに対しまして思いやり広場をこの近くに設けていただくということでございますけれども、これに付随して、ボランティアの方が車いすを押したり、幅広く活躍されているということなのですが、そのボランティアの方々の駐車に関して、別の場所で結構なので、その方に対する配慮、無料にさせていただくとかそんなような考えはあるのでしょうか。

◎広委員長

課長。

●中村交通政策課長

基本的に障がい者の方とか、思いやりをする方については有料の対象となります。今御質問のありました、付いてこられるボランティアということにつきましては、公共性のあるということのある団体の方の行動であれば福祉部局とも相談しながら、どこまでの団体とか、だれをできるのかという範囲も決めまして免除をしていきたいと、公共性のあるものについては配慮していきたいとこのように考えております。

◎広委員長

工村委員。

○工村委員

非常に判断が難しいと、この人がどうか、この人は無料、この人は有料というのは非常に難しい判断の内容になると思いますけれども、一度その辺の検討をお願いしたいということが一つ。

それから県のほうで平成24年度からユニバーサルデザイングループというのがパーキングシートというのを観光関係で発行するというので、車いすに乗っている方は、妊婦さんであろうが、高齢者であろうが、障がい者であろうが一時的にどこへ止めてもいいというカードを発行するという形で県は動こうとしております。24年度から実際実施されるということ聞いておりますが、伊勢もこれから観光都市伊勢として考えていただきたいと思うのですが、内宮前で一時的に車を止めて、人を降ろして、それから個人の場合は有料ですので、有料駐車場へ健常者が車を止めていただくということで一時的な駐車場が、はっきりここと決まっていないような気もするのです。県もそういうことでカードを発行しまして、どこでも一時的に止めていいよというカードをこれから発行していくということですので、それではまた困ると思いますので、この内宮前の駐車場で、弱者を降ろすだけの一時的な駐車場を考えているかどうか、その辺をちょっと

お聞かせ願いたいと思います。

◎広委員長

課長。

●中村交通政策課長

いったん降ろすだけというのは、現在観光バスが宇治橋前のところでCANばすとかのそういう乗り降りするところがあるのですが、そこを使っていたらどうだろうかということで、福祉団体とも協議をしたことはあるのですが、一応神宮さんには、その場所はオーケーとしておりますので、その旨は伝えてあります。ただし、来た人がわからないということでもありますので、今後うちの整備で、看板等、ここで車いすの方は降りられますよということで、宇治橋の前、ちょっと観光バスの入り口あたりになるかと思いますが、それが一番良い場所かなと。安全でゆっくりして降りたいということでは言ってみえましたので、そこだったら大丈夫だろうということで歩道もありますし、そういう場所を考えております。ですので、今度の工事で一緒に看板で明示したいとこのように考えております。

◎広委員長

工村委員。

○工村委員

その場所は私も1回見に行ったことはあるのですが、神宮さんが来賓の方を止められるとかいうような場所とマッチングしておるような感じもするのですが、その辺神宮さんと1回ゆっくりと話をさせていただきたいなというふうに思いますのでよろしくお願いします。

それからもう1点、この無料のところに書いてあります、入出庫の時間ですが、第二駐車場と第4駐車場だけが、朝の7時から夜の7時までと時間設定がされておるわけですが、他のところは24時間対応なのですが、この辺はどういうことで、これ朝の7時と夜の7時までというふうに区切られたのか。まあできたらこれ24時間同じような形で使用させていただきたいなと、使用できるようにしていただきたいなと思いますので、ちょっとその辺はどうでしょうか。

◎広委員長

課長。

●中村交通政策課長

まず、1点目のというか、先ほどの場所、降りる場所がこの2ページの図面でいきますと、バスのところの入り口というちょっと上の部分になりますので、ここの歩道の部分の前、このあたりのスペースを利用してということでもありますので神宮の関係者の、もっと宇治橋寄りの入り口とは異なるかなと思いますので、御了承のほどよろしく願いしたいと思います。

それと今24時間というお話でありますけれども、基本的に我々が神宮さんと協議をしておりましてのは、神宮さんは参拝時間が5時から夜7時、時期によって変動しますが、おおむねそういうような時期で夜間は必要ないということで神宮さんから夜間については閉めてくださいと。ただし夜中の3時とか4時に内宮さんに向かって来る車がありますので、それが道路に並べられると、特に夏場だと思いますが、そういうときには、駐車場だけは、いわゆる第一駐車場だけのスペースがあればことが足りると、こういうことであって、夜間は閉鎖するとこういうことになっておりまして、現在も夜間は基本的には閉鎖とこういう認識をしております。

◎広委員長

工村委員。

○工村委員

果たしてこれどれくらいの方が第一駐車場を使って、夜各地から出発されて、朝早く着かれる方がいるのかどうかわかりませんが、基本的には、私個人といたしましても、24時間対応をお願いしたいなというふうに思います。

それからもう一つ、もしそれが駄目な場合ですね、内宮の方が、朝の参拝が5時からということになっていますので、せめて、この時間からは開けていただくというふうな方向は、神宮と交渉する余地はないのでしょうか。両方とも、もう一度お願いします。24時間と朝5時からという面で。

◎広委員長

課長。

●中村交通政策課長

大変厳しいかと思えます。朝5時というのは、これまででも神宮さんもそうしたほうがいいのかというようなことがありますのでこれについては再度協議をさせていただきたい、研究していきたいと思えますが、夜間24時間については、夜間開放については、これまでの意見では、大変厳しく言われておりますので厳しい結果になるかもわかりませんが、再度これと併せて協議を至急したいと思えます。

◎広委員長
工村委員。

○工村委員

よろしく申し上げます。第一駐車場でどれくらいの実質実績でなるかわかりませんが、その状況もみながら神宮さんと粘り強く交渉をしていただきたいなというふうにお願いをいたしまして終わります。

◎広委員長
山本委員。

○山本委員

この資料を見ておりますと、宇治は供用開始が3月1日と、こういうことありますし、内宮前は7月から8月ということで4カ月から5カ月のずれがあるのですが、これの周知はどういうようにしていくのかな。市民への周知や、参拝客への周知について、奥は7月から8月まではただやろ、これ。そこら辺のこちらでとって、こちらがただやということになってみたら、周知なんかはどういうようにするんやな。

◎広委員長
課長。

●中村交通政策課長

現在3月1日の周知は、広報等でも、今後も含めますがしていきます。ただし、内宮前については今後の周知になりますので、現在のところは浦田が有料で、奥が無料ですよという周知は特にしません。結果としてはそうなりますが、周知としては浦田の有料化だけを周知いたします。

◎広委員長
山本委員。

○山本委員

そうすると奥へ入ってくる人は無料で、手前で止めた人は、何カ月間はお金がいるというこの理解でいいのかな。

◎広委員長
課長。

●中村交通政策課長

やむをえないと思っております。

◎広委員長

山本委員。

○山本委員

やっぱもうちょっと親切にしてさ…、ということは、これ去年から話が宇治の駐車場に関して、内宮前に関して、神宮さんとの折衝がずっと続いておるわけやさな。何でこれずれてったのかさあ、これ何かとってつけたみたいな形になって、こちらも3月1日からということになるとこれ話しわかるけど、奥へ行ったらただで、手前は金があるんやと、これどうなんやな。

◎広委員長

課長。

●中村交通政策課長

浦田の駐車場については、市の物でありましたので私ところの主導でことが運べましたが、神宮さんについては、やはり向こうが貸してくれるということで、協議がやはりそれなりに向こうの組織としての判断が、無償で貸し出すという判断が若干、我々にとって遅かったと、宇治の整備に入っている時期に返事が来たと、確か秋ぐら이었다と思います、そういう時期にずれましたので当然ながら急いで工事も、今回12月の補正でお願いしましたが、そういうことで今回一刻も早くして、約半年間近くの後期を縮めたいとこのように考えております。

◎広委員長

山本委員。

○山本委員

まあ、よくわかるんやけれども、交渉の過程がな、役所としてさ、役所は3月1日からやりますので、神宮もそれに合わせるようなということで、詰めが悪かったのところがうん。この奥へ行ったものがただで、手前の者がやな、お金がいるということになると、恐らくトラブルも出てくるに。そこら辺のことをな、ちゃんともうちょっとこれしっかりしておかんと、いかんと思うよ。

◎広委員長
課長。

●中村交通政策課長

詰めが甘かったとは思っておりません。私のところが、方法としては少なくとも神宮さんが秋ぐらいとこういうような形で私どもも把握しておりましたので、それを同時にするという意見はございましたが、それになると方法論としては宇治浦田のほうを遅らす方法があったかと思います。それによって一緒にするという方法があったかと思いますが、私どももやはり収入の予定であるとか、いろいろと工事の段取りだとか、今まで皆さんにお示ししてきた経過がございますので、これも一刻も早く開始をしたいということでありましたので、この約半年間近くのことについてはやむをえないと。それについては警備員を増強するなり、今後も含めまして神宮と協議・連携をとってしていくとこういう形でお許し願いたいと思います。

◎広委員長
山本委員。

○山本委員

それはやむをえないということになると、やむをえないと思うのですが、恐らく苦情というのかな、何かは出てくると思うよ。そやで今あなたが言うたようにこっちをやな…、まあ、やむをえなかった仕方がないけれども、こちらが内宮前に合わせるというのも一つの手やわな。ということは、こんなことを何で話をするかということ、宇治の浦田にしても無料化がいいのか、値段がいいのか、これからまだ1年いちおう見ていって、それから議論をしていこうとこういう形なので。別に今まで無料やったんやで、それで今度は、金をとるとのことやで、あなた今そのお金の全体的なことがあるんでというけれども、今までなかったんやで。今度新しいことをするんやで、別に、この7月から内宮前に併せて宇治もやな一緒にやっていこうということもひとつやと思うし、あなたらが説明するんやで、僕らもやっぱり市民に対してもやっぱり説明せないかんわな、これ。市民から話がしたときにやむをえやんのやと、そうしたら何をしとんのやと、もうちょっとちゃんと交渉せんかいとこういうような話になると思うんさ。そやけど役所の人ややむをえやんのやと、何も交渉手続きには不備はなかったというんやったら、それはそれでええけれども、やっぱりもうちょっとこら辺は親切丁寧にやったってもらわんと、片や一緒にのこをして金をとられて、片やとられへんと。まさに一番ええ真ん中に行って、お金をとられやんと、遠くが金をとられる、これおかしいよなどう考えても。神宮さんの土地やということやけれども、そこら辺はもうちょっとしたって欲しかったなということなんさな。もう別に答弁はよろしいけれども、そんなことやというこ

とだけ、頭に入れておいてもらいたいな。

◎広委員長

他にございませんか・・・品川委員。

○品川委員

ちょっとさっきの説明の中で、バスが無料というふうになったのですが、理由を教えてくださいなと思います。

◎広委員長

課長。

●中村交通政策課長

いくつかあるのですが、大きく言うと、バスについては団体で乗られておるので車で来られるよりは、渋滞緩和に寄与しておるという観点でございます、実状を言いますと、バスをここでやろうと思うと当然施設が必要になってこようかと思えます。バス専用の料金ゲートの設置が必要になってこようかと思えます。第三駐車場についてはバス専用で乗用車も入れませんのでそれでいいのですが、第二駐車場が乗用車との併用になりますので、これもまた場所のところも含めてちょっと難儀ではなかろうかと、そんなこともありまして、実際私どもバスの状況が内宮前であることから細かくその状況を神宮さんに聞く程度の情報しかございませんので、いったん何も投資をせずに一度やろうと。やってみてまたそういう状況になれば、有料化を含めて検討をしたいとこのような考え方でおります。

◎広委員長

品川委員。

○品川委員

あんまり納得できるような今の答弁とちがうのですが、例えば初詣の交通対策のときにはバスは3千円とっていますよね。この3千円もなくすのですか、これからは。

◎広委員長

課長。

●中村交通政策課長

いえ、そちらは徴収したいと考えております。

◎広委員長
品川委員。

○品川委員

そういう話になると先ほどの山本議員ではないですが、内宮さんのど真ん前まで行って無料で、そこへ入れなかったからそこになって3千円とられるという話ですよ。

◎広委員長
課長。

●中村交通政策課長

バスの3千円をとる場合はですね、もう内宮前には駐車はしていただけないかと思えますので、その辺のつじつまは合うのかなと。

通常は、無料で内宮前まで入っていただけますが、そういうバスで駐車を、いわゆる浦田の交差点から規制する場合は、バスは入って降ろすことはできますが、駐車はできませんので、それで外側へ、スカイラインなり、陸上競技場のほうへ有料化で止めるということでございます。

◎広委員長
品川委員。

○品川委員

その話を僕もバスのほうからちょっと聞いたことがあるのですが、あそここのところには止められないで、わざわざスカイラインへ客も乗せずにあがって行って、入場料をとられると、非常に不満の声もあったと思うんですよ。

空バスがスカイラインの上まで行って、だれも観光客がおらへんのに上まで行って待機しておって戻ってくるだけのことやと。

今回これ無料になりますよね。内宮前は完全に無料ですよ。あそこの駐車場が今回は、無料ということですよ。バスの料金はとらないことですよ。

◎広委員長
課長。

●中村交通政策課長

バスを内宮前にとめていただくときには、スカイラインへは回送いたしません。

◎広委員長

品川委員。

○品川委員

だから今までは、あそこで降ろして回送してもらっておったわけでしょ。とめずに回送したわけでしょ。今回はここへとめられることが・・・、止められますよということになったわけですね。（「いえ、これから求められません」と呼ぶ者あり）このバスの専用駐車場にバスはとめない・・・（「パークとかそういう規制が必要なときに」と呼ぶ者あり）

◎広委員長

課長。

●中村交通政策課長

無料でするときは通常期で、文字通りで言いますと、内宮前に無料でとめられるときには、スカイラインだとか陸上競技場で有料化はいたしません。パークとか、そういうところで降りるだけで、陸上競技場とか、スカイラインへ回送する。スカイラインは、空バスといいますけど、この付近に止める場所がありませんので、そこまで行っていただいておりますということでありまして、駐車場の容量がありませんので、そこまで行っていただいておりますという御理解でお願いしたいと思います。

◎広委員長

今の繁忙期の話でしょ。繁忙期のときと通常のとくと違いますということですよ。品川委員。

○品川委員

ここのところに、第三駐車場にバスがとまるわけですよ。今回からこれ無料、今でもとまっておるわけやけど、これ無料で続けるということですよ、これ。そうすると、やっぱり繁忙期であろうが、何であろうが、ここは無料になるんやったら、ここのところだけ、第三駐車場も繁忙期のときはお金をとりますよという話ではないですよ。今1回ここで決めておるんやったらお金はとらないということですよ。バスの第三駐車場でバスの料金はとらないということですよ。

◎広委員長

課長。

●中村交通政策課長

そのとおりでございます。ここではとりません。

◎広委員長

品川委員。

○品川委員

そうするとここに入りきれなかった場合はどうされるの。

◎広委員長

課長。

●中村交通政策課長

大変申し訳ございませんが、渋滞に待っていただくという格好になります。浦田とか、そういうところにはバスが止められませんので、渋滞にひっかかるとこういうことでございます。

◎広委員長

品川委員。

○品川委員

そうすると、例えば先ほどの繁忙期ありますよね。あなたが言われた繁忙期のときは、この内宮前へバスが入ってきても第三駐車場にはとめさせない・・・。

◎広委員長

課長。

●中村交通政策課長

いや、止めていただきます。繁忙期の場合はですね、今言っている繁忙期はグリーントピアのことだと思しますので、バスは特に繁忙期によってはどうのこうのとはしません。ただし交通規制が引かれるときには、バスは入れないと。それによって、したがってどういう場合かという、パークアンドバスライド、あるいは正月の土日、ゴールデンウィーク、こういうところが規制がかかると、こういうことございまして、繁忙期はそれ以上・・・。（「ちょっと整理せないかんわ」と呼ぶ者あり）

◎広委員長

暫時休憩します。

(休憩 午前11時41分)

(再開 午前11時59分)

◎広委員長

休憩を閉じ会議を続けます。

1時まで休憩をします。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午前13時00分)

◎広委員長

休憩を閉じ会議を開きます。

御発言はございませんか。(「委員長、まだ僕は途中ですので」と呼ぶ者あり)

品川委員。

○品川委員

終わってもらいたいのかのやけど。

思いやり駐車場のことですが、そのところで例えば浦田の交差点で、おたくは思いやりのほうへ行けますよ、行けないですよという判断がなかなか難しいと思いますし、そこで障がい者のあれを見せよとか、そんなふうにはなかなかならないと思うのですよね。そこら辺の整理をというか方向を決めていくのは非常に難しいと思うのですけれどね。どんなふうな方法をとられていくことを考えておられるのか、ちょっとそこら辺だけお聞きしたいです。

◎広委員長

課長。

●中村交通政策課長

思いやり、障がい者枠というのは、大体どこでも周知されておるかなと思いますが、思いやり駐車場というのは、三重県がやっておるということで、まだまだ各市内、伊勢市におきましても何カ所とこういう程度で、10カ所もないのかなと思っております。最近日赤でできたとこういうことでもありますので、若干ふえておりますが、まだまだ周知については思いやり区画という位置づけがなかなか浸透していない。ましてや全国が来

られるということについては、周知はしていないのだらうと思います。したがって、これから県のあるいは福祉担当者とも協議をしながらどういうふうな方法で周知をしていくのかと……。具体的には看板等々を入りにですね、ということでこちらに思いやり区画、思いやり区画という単語が通じるのかどうかも含めて、そういう表現でしていかないかと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

◎広委員長

品川委員。

○品川委員

前のときにも話をしましたが、駐車場の端と端にいきますとだいぶ歩く距離も違うと。高齢者だとか、まして足の悪い方ですね。そんな方は極力近くへという思いがあってですね、入ってみたわ、そのところはいっぱい、また回らないかんとというようなこともあって、なかなかそういうところは難しいのでね、上手に市民、観光客の人にわかるようにやっていただきたいということだけ申しておきます。

◎広委員長

他にございませんか。

山根委員。

○山根委員

午前中や休憩中にいろんな議論があったと思うのですが、内宮前駐車場の有料化ということで、バスについていろんな御意見がありました中で、私としましては、再度検証することも必要かと思っておりますけれども、バスにつきましては新聞・テレビ等、NEXCO、道路公団等のいわゆる最寄りの公共交通機関、民間のバスであったら公共機関にならないと思うのでありますが、中村課長の言うようにバスで来れば、50人体制できて乗ってくるというところで、そういう件も加味した中で、バスについては無料化を第1案として提案されたのかなと。神宮さんについても、神宮参拝のバスで来られた方については、神宮の駐車場をまず無料で使ってもらってもいいんじゃないかなといういろんな形の話があった中で、伊勢市に土地を駐車場として貸していただく中で、伊勢市さん、決めてくださいよという話があったのかなという認識を私はしておったわけですが、その辺も踏まえた中で民間のバスが最寄りの公共交通機関には当たらないと思うのですが、公共性のあるものという認識をする中で、そういう形で内宮前の駐車場、バスについてはとりあえず無料化でというふうな形でというような案であったのかなと思うところであります。それに当たりまして、時間帯のことも含めた中で朝から議論があった中でございますが、もう少し検証する中で神宮さんとの、このバスの取り扱いに

についても協議をしていただいた中で、品川委員からも公金の手渡し、公金の取り扱いについてもいろんなことで議論があったと思うわけですが、そのあたりどんな形にしてもとりあえずは第1弾として、この今日の協議会の中で無料ということで1・2・3・4の4つの駐車場整備もこの7月、8月に完成したいという中で、それから実施するというのであれば、その公金についても6月議会でも十分間に合う時間的なスペースもあると思うわけですが、その点も含まれた中で、バスに値するのは・・・、本当に、当局のほうはやっぱりこれは最寄りの公共交通機関に値するというのが一番多かったのかなというふうに僕は思うわけですが、そのあたりを含まれた中で、やはり神宮との協議をする中で、当局として、バスについての無料ということについて再度検証していく中で今後の展開としてどうやって考えているか、その辺だけ再度御答弁を私としては願いたいのですが、よろしくお願いします。

◎広委員長

今のは、駐車場の入出庫の時間とバスの有料化について、今一度神宮さんとの話し合いはできるのかどうか、こういうことですが、どうでしょうか。

○山根委員

いずれにしても、公共交通機関として考えておるといふか、そのことを了解しておるわけですので、その点も踏まえた中で御答弁願いたいと思います。

◎広委員長

部長。

●宮田都市整備部長

午前中はお手を煩わせましてどうもすいませんでございました。今までの私どもですね、市がバスは無料ということで、朝の午前中はということでございましたが、実は山根委員のおっしゃるように神宮さんとの協議は、大体済んでおるといふことで、その中でやはり、今委員のおっしゃったようにスペース的にバス1台で車・・・、バス大体1台と4台ぐらい分で、あと車ですと14台ぐらいいふことで、3倍強のいるとことと、やはり公共ではありませんが、交通機関いふことで私どもと神宮さんとの協議でこうなったものでございます。

時間帯の話もありまして、時間帯につきましても、もう一度神宮さんと協議をしたいと思っております。

◎広委員長

山根委員。

○山根委員

ありがとうございます。もう一度神宮さまと協議をもっていただくという中で、抜粋して、検証というような形で考えてくれたのかなと思うので、そのあたりで、ぜひ何とかまあそのような形で7月、8月に開始されるまでに再度詰めた中で、また機会を設けた中で、この委員会等に委員長お願いですけれども、また報告事項として、案件として取り上げていただくことだけは、またお願いいたします。よろしくお願いいたします。結構でございます。

◎広委員長

部長。

●宮田都市整備部長

私どもも7月1日を目指しておりますので、周知期間もいりますことから、皆さまにまた、お手を煩わせていって、こういったことの報告をしたいと思っておりますのでどうかよろしくお願いいたします。

◎広委員長

他に・・・山本委員。

○山本委員

今、山根委員の御質問におおむね一緒なのですが、この500円の体系が、おおむね1年間このまま様子を見るということで、この料金設定とか料金変更も恐らく検証の結果どういう形になるかわからんな、これ、それでよろしいんかな、議会へ報告とすることやで。これでいろんなことが起こってきた中で、これも検証すると、そうすると大型バスに関しては1年をめどにこれも普通乗用車を検証しながら有料化するとか、有料化せんとかということをおおむねあなたらが判断するという理解でいいんかな。

◎広委員長

部長。

●宮田都市整備部長

そのとおりでございます。私どもの、まあ、下請けというか、そういった発注をしますので、いろんな角度から検証をしたいと思っております。

◎広委員長

山本委員。

○山本委員

確認をしますが、1年後には有料化するかせんかも踏まえて神宮さんとも交渉して、その交渉の結果、議会へ報告をして相談をしながら決めていくとこういうことでいいのかな。

◎広委員長

部長。

●宮田都市整備部長

そのとおりでございます。よろしく申し上げます。

◎広委員長

他にございませんか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎広委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【公営住宅法の改正に伴う伊勢市営住宅の管理について】

◎広委員長

次に「公営住宅法の改正に伴う伊勢市営住宅の管理について」の説明を願います。
副参事。

●奥山建築住宅課副参事

それでは「公営住宅法改正に伴う伊勢市営住宅の管理について」御説明を申し上げます。

資料3をごらんいただきたいと思います。

「1.改正の経緯でございますが、平成23年5月2日に地域主権改革第一次一括法が公布されましたことに伴い、公営住宅法が改正されるため、伊勢市営住宅管理条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に「2.公営住宅法の改正内容」でございますが、3点の改正が行われることとなりました。

まず、(1)の「同居親族要件の廃止」ですが、これは、入居資格のうち、同居親族要件については、平成24年4月1日の施行日をもって廃止となります。

次に、(2)の「整備基準の条例委任」ですが、これは、今まで公営住宅等の整備は、国土交通省で定める整備基準に従い、行うこととなっておりましたが、今後は、国土交通省で定める基準を参酌して事業主体が条例で定めることとなります。

次に、(3)の「入居収入基準の条例委任」ですが、これも、国の定める参酌基準内で、事業主体が条例で定めることとなります。

このうち、(2)の整備基準と(3)の入居収入基準については、施行日の平成24年4月1日から1年間の経過措置がありますことから、今回は、(1)の同居親族要件のみの改正を行いたいと考えております。

次に「3.市営住宅管理条例の改正内容」でございます。

公営住宅法の同居親族要件とは、①の現に同居し、または同居しようとする親族があること。②の高齢者、障害者、生活保護受給者等については、居住の安定を図る必要性が高いことから、単身でも入居できることとなっております。

今回の法改正で、同居親族要件が廃止になるため、伊勢市としましては、これまでと同じ条件で、同居親族要件を継続していきたいと考えております。

今の伊勢市営住宅管理条例におきましては、①の条件は明記されておりますが、②の単身での入居要件については、公営住宅法施行令を引用しており、内容については個々に明記されておられませんので、今回、条例に追加するものでございます。

次に「4.市営住宅管理条例の改正理由」ですが、近年の高齢化社会、核家族化の進展に伴いまして、伊勢市でも高齢単身者の申し込みが、全体の3割から4割と非常に高い割合となっております。

法改正で、同居親族要件が廃止になると、学生をはじめ若年層の単身者が入居可能となり、高齢単身者等の入居の機会が、今まで以上に狭められてしまうためでございます。

これらのことから、伊勢市営住宅管理条例の一部改正の議案を、市議会3月定例会に提出させていただきたいと考えております。

最後に、裏面に参考として、公営住宅法施行令で定められております「単身での入居者資格」をつけさせてもらいましたので御高覧いただきたいと思います。

以上、「公営住宅法改正に伴う伊勢市営住宅の管理について」を御説明申し上げます。

何とぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎広委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はございませんか。

辻委員。

○辻委員

すいません、ちょっと聞かせてください。同居親族の要件の中で単身者の場合は高齢者または障がい者とかですね、生活保護受給者等の方というふうになっております。それでちょっともう1点ですね、例えばDVですね、施設等もありますけれども、保護できる施設が入れなくて、市営住宅に入りたいと言われる方が中にはあろうかと思えます。そういった方々に対して緩和することはできないのでしょうかね。そういったことを考えてはいなかったのでしょうか、お聞きしたいと思えます。

◎広委員長

副参事。

●奥山建築住宅課副参事

今までの法では、そういう女性相談所とかそういったところに相談された方で、そこで証明をとっていただく方に対して、一人でも入居していただけるという内容になっております。

緩和とおっしゃられますと、国から平成16年に国土交通省の通知ということで公営住宅の入居募集のときに優先入居ができる、優先入居について住宅事情等を加味して、事業主体でそのことについては判断して取り扱うことができるというような通知もきております。また優先入居以外にですね、目的外使用と言いまして、DV被害者の方の・・・本来ですと、火事とか災害というそういう罹災された方を対象として、目的外使用ということで一定期間入っていただくというようなことができるのですが、そういう目的外使用にもDVの方が入れるように配慮を・・・、事業主体のほうで判断して入れるように、できるという通知はきております。

◎広委員長

辻委員。

○辻委員

先ほどの話は裏面に載っておるこの部分の話でいいんですかね。〔「結構です」と呼ぶ者あり〕そうですね。

委員長すいません。私が言いたいのは、これも当然あるのですが、ここまでいかない方も中には申し込みをされたいという、私も過去にそういった相談を受けたことがあります、どうしてもそれはできないと。例えば離婚が成立していなければ駄目とかですね、例えば警察にDVで被害を届けていなければならぬとかですね、そういった話がありましてね、入居の申し込みもできなかったというようなことがありましたものから、その辺のところ警察にはまだ行っていないけれども、言うわけにいかないけれど

も、ただ実際DVの被害を受けているというところの判断、先ほどの御説明ですと、相談上の関係とかですね、女性相談の関係で受けておればオッケーというのであれば、また話は別なのですが、ここだけの話になると、この法律的なことだけでいってしまいますと、ここに至らない方も当然あるものですから、そここのところを救ってあげることができるのかなというふうなことだけ確認をしたかったのですが、先ほどこの女性相談員の方と相談させていただいて、そこで証明さえもらえれば申し込みはできるというふうに理解をしていいのですか。

◎広委員長

課長。

●中上建築住宅課長

公営住宅の入居にあたっては、まず公募をしなければならないということが公営住宅法のほうで決まっております。それで公募以外にですね、特別に、例えば入っていた場合というのは、先ほどお話をしました火災とか災害とかの場合はですね、公募によらずに入居が可能ということになっております。それでその中でDVの被害者の方につきまして公営住宅法のほうでというか、国交省の通知のほうであるのですが、その方の入居につきましては、今のこの裏面に書いてございます、イとロの方についてのみ、公募によらずに、例えば早急に対応しなければいけないという方の条件として、この条件がついておりますので、相談所に相談されたということだけで公営住宅には・・・、普通の条件を満たした中での今現在6月、11月で募集をかけておりますけれども、それ以外の時点で早急に対応して入居していただくことについては、やっぱりこの条件がついておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

◎広委員長

辻委員。

○辻委員

ここまでいっておればね、当然それですぐに対応してもらわなくてははいけないとは思いますが、そこまでいっていない方が、通常の申し込みの受けつけができないという話になったときにですね、いろいろと同居の関係があつてですね、例えば御主人とか配偶者の関係から、離婚を迫っていても離婚してくれないとかですね、様々な関係がありますので、その辺の状況を踏まえていただいてできるかどうかということだけ、普通に申し込みはできないのか。そのために警察に言わなくてははいけないとかですね、こういった、ここまで、イ・ロに入っているような状況まで持っていかなければいけないのかという、ここまでいけない方をどうするのかということをお聞きしておるものですから

、先ほどの話で、先ほどの相談員ところへ話を持ちかけて、それで許可さえもらえれば通常の申し込みはできますよという形になるのですかということをお聞かせしてもらっているのですけれども。

◎広委員長

係争中とかそういったことですよ〔「係争中までいかないのですが」と呼ぶ者あり〕その前ですか。

○辻委員

その前です。前段階です。そのところで、〔「配慮ができるのかどうかですね。」と呼ぶ者あり〕そうですね。申し込みの段階で、申し込みだけでもできるのかということです。

◎広委員長

課長。

●中上建築住宅課長

一応ですね、DVの被害者ということで申し込みにつきましては、現在の国交省の通知等もありますように、このイとロの方しか、DVの被害者としての受付はできないことになっておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

◎広委員長

できないんですね。〔「しょうがないですね」と呼ぶ者あり〕他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎広委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市道路整備プログラムの策定について】

◎広委員長

次に「伊勢市道路整備プログラムの策定について」の説明を願います。
課長。

●谷口都市計画課長

それでは、伊勢市道路整備プログラムの策定につきまして御報告申し上げます。

資料4を御高覧賜りたいと存じます。

伊勢市道路整備プログラムにつきましては、昨年11月25日開会いただきました産業建設委員協議会におきまして、案の御説明を申し上げ、12月1日から27日まで、パブリックコメントを実施し、平成23年度内に策定・公表いたしたいことを御報告申し上げたところでございます。

本日は、その後の経過といたしまして、パブリックコメントの結果等につきまして、御報告申し上げます。

1ページをごらんください。

はじめに、パブリックコメントの概要でございます。

伊勢市道路整備プログラム（案）につきましては、予定どおり昨年12月1日金曜日から27日火曜日まで意見の募集を行い、1件の意見書が提出されました。

ご意見は、都市計画道路でございます八日市場高向線、八日市場曾祢間でございますが、その早期整備を求めるものでございます。

市といたしましては、道路整備プログラムにつきましては、3年ごとに検証を行い、必要に応じ時点修正を行うことといたしておりますが、御要望区間につきましては、現時点におきましては、交通要因、道路機能要因、市の重要施策要因からなる総合評価をもとに判断をいたしますと、今後10年間に着手を検討する区間には入らない区間であり、御要望はいただきましたが、案の修正は行わないことといたしました。

なお、提出されました御意見と市の考え方の詳細につきましては2ページに、意見箇所につきましては3ページに記載をいたしておりますので、後ほど、御高覧賜りたいと存じます。

また、伊勢市道路整備プログラムの策定公表につきましては、本年3月1日に予定をいたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして、公表いたします伊勢市道路整備プログラムをつけさせていただきますので、後ほど御高覧賜りたいと存じます。

また、この伊勢市道路整備プログラムにつきましては、内容は、昨年11月25日に開会いただきました産業建設委員協議会で御協議いただいたものと同じものでございまして、内容は変わっておりませんのでよろしくお願い申し上げます。

以上、伊勢市道路整備プログラムにつきまして、御説明申し上げます。

何とぞ、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎広委員長

ただいまの説明につきまして御発言はございませんか。

品川委員。

○品川委員

えらい非常に冷たいような市の考え方で意見を返されておりますが、読んでみますと21年からということで、家もセットバックして建てておられるところもたくさんあってですね、ここさえ通れば県道と市外を結ぶというのは、全部通るのですよね。

この間ちょうど丸二マンションのところから踏み切りまで拡張しましたよね。それから曾祢の交番を抜けてあそこまでくると急に狭まって、南島線へ抜けられないような状況で、都市計画でずっとみんなが思っておると思うのですが、なかなかお金もかかって非常に進捗率が遅いですよね。そうすると、それが遅いからしばらくたつてくると最初に都市計画道路として認定したところが、だんだんといつの間にかなくなってしまいううふうなことがずっと繰り返されておるんでね、例えば今回でも都市計画税は小俣さんも御藺さんも二見さんからもとるようになって、3億円ぐらいあがったのではないですかね。こういうわりかしそんなに金額がかからないのでできるところは、早くやっていただきたいかなと、こんなふうに思っておることだけは、意見だけは言っておきます。

それとですね、今これ都市計画の、次の道路に入っていく部分、これは赤い線で引張られておる、特に前田小木線ですか、ここら辺が、八間道路が渋滞するということで、ここを先に重点的に入っていくかというふうなことだと思っておりますが、前々からよく言われておる、あそこの神久のところですね、高架下の細いところ、日産から入って伊勢工業のところですね。あそこのところは何年も言われて、対向もできないというふうなところなのでね、やっぱりあそこらへんが解消できへんと他の道を良くしても、あそこが一番ネックになってくるのかなと思うのでね、聞いておるとあそこはなかなか難しいというふうなことも聞いています。いろんな方が何回もこれは市にも陳情へ行っておるけれども、中々できないところなのでね、考え方だけね、これ本当にやっていけるのかなというところが疑問なので、そこのところをまず1点教えてください。

◎広委員長

課長。

●谷口都市計画課長

前田小木線のお話をいただきました。前田小木線につきましては、県道部分、市の部分を含めまして優先順位は赤色、高いと位置づけをさせていただいております。プログラムの9ページをごらんいただきますと、ちょうど前田古市口のところから、県道伊勢二見線でございますが、御幸道路から分かれまして、途中までが県道で、それを神久のあたりから今度は都市計画道路の前田小木線、市道でいくという路線にいたしております。県のほうには、このような形でJRの高架下、ボトルネックになっておりますので、その辺の提案をさせていただいております。県道におかれましては道路整備方針というのが3年ごとに作成をされて毎年更新ということもお聞きいたしております。

その道路整備方針に、赤色のところを反映ができるように要望も行っているというところでございます。

◎広委員長
品川委員。

○品川委員

それとね、もう1つ。都市計画道路には入っていないのですが、日赤の後ろですね、あそこのところに橋をかけて、本来なら国道まで道をつながないかん。これはたぶん都市計画に今度、今度の計画かな、両サイドのほうが進んでくれれば、命の道としてやっぱりあそこのことは考えてもらわないかんと思うのですが、あそこら辺の整備の感覚でね、あそこらへんは総合的に見てね、どういうふうにしていったらいいのかなというふうなことも考えてもらわないかんと思うんやけど、その点はどうですか。

◎広委員長
課長。

●堀基盤整備課長

今おっしゃられた日赤の開院に伴いまして、あのあたりの道路事情も変わってくるということもございますので、そのあたりについてはしっかりと状況を見ながら道路整備も進めてまいりたいと思います。

◎広委員長
他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎広委員長
御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市やすらぎ公園プール廃止に伴う代替措置について】

◎広委員長
次に「伊勢市やすらぎ公園プール廃止に伴う代替措置について」の説明を願います。
商工労政課長。

○奥野商工労政課長

伊勢市やすらぎ公園プールにつきましては、平成 23 年 11 月 25 日の産業建設委員協議会におきまして、今年度の営業を最後に廃止させていただきたいこと、また、廃止するにあたりましては、期間を限った代替措置を検討している旨、御報告させていただいたところであり、本日は、廃止に伴います代替措置の具体的な内容につきまして御報告をさせていただきたいと存じます。

それでは、お手元の資料に基づき御説明させていただきますので、資料 5「伊勢市やすらぎ公園プール廃止に伴う代替措置について」を御高覧いただきますようお願いいたします。

まず、「1.経過」についてでございます。

伊勢市やすらぎ公園プールにつきましては、これまで平成 23 年度の有料入場者数の目標を下回る結果となったこと、また、施設の老朽化が進み、修繕のために次年度以降、多額の経費を必要とすることという 2 点から、平成 23 年度で廃止をすることといたしまして、平成 24 年 3 月議会におきまして、「伊勢市やすらぎ公園プール条例を廃止する条例」につきまして、御審議をお願いすることを予定しております。

しかしながら、同プールにつきましては、市民プールといたしまして、夏の間の親子のふれあいの場にもなっておりましたことから、そうした場を突然になくすのではなく、期間を限りまして、これに代わる代替措置を実施するべく、これまで検討して参ったところでございます。

続きまして、「2.代替措置」につきまして御報告をさせていただきます。

やすらぎ公園プールに代わる措置の実施のために、市内にあります大型レジャープールであります、「伊勢かぐらばリゾート千の杜」、そして「度会町営遊水プール鏡」を持つ度会町と、協議をしてまいったところであります。

その結果、平成 24 年度に限りまして、市民の皆さんに、市内にあります「伊勢かぐらばリゾート千の杜」のプールで、やすらぎ公園プールと同額で泳いでいただくという仕組みを整えさせていただくことができました。

具体的には、伊勢市と「伊勢かぐらばリゾート千の杜」の間で協定を結びまして、千の杜プールの通常利用料金、こちらは大人の方、中学生以上 800 円、小学生以下 400 円を、千の杜さんがそれぞれ 100 円引いていただき、さらに、大人、中学生以上につきましては、伊勢市が 300 円を負担するということで、利用者であります市民の皆様には、中学生以上 400 円・小学生以下 300 円を千の杜窓口でお支払いをいただき、やすらぎ公園プールと同じ金額で泳いでいただくことができるものでございます。

千の杜プールの概要につきましては、項目 3 として記載させていただきましたので、併せて御参照いただきたいと思います。

やすらぎ公園プールにつきましては、本年度で廃止という判断をさせていただいたところでございますが、市民の皆様、特に子供たちからの期待を突然に挫いてしまうので

はなく、平成 24 年度 1 年間に限り、こうした形で、夏の間の親子のふれあいの場を提供していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、伊勢市やすらぎ公園プール廃止に伴う代替措置につきまして御報告を申し上げました。

何とぞ、よろしく御協議を賜りますよう、お願いいたします。

◎広委員長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして御発言はありませんか。

世古口委員。

○世古口委員

冒頭、やすらぎ公園のプール廃止については、過去にいろいろといきさつがあったわけですが、非常にまあ、23 年度については有料入場者数が目標を下回るということで、非常に高い目標を置いてもらっておったけれども、なかなか天候の加減もあって大変だったということは理解はできやんこともないわけですが、23 年度については、好天の日が多くて、その中でもさらには下回ったということではありますと、プール利用者が限られておるのではなかろうかと。特定の方の利用が多いのではないかなどこのように思います。

先ほど説明がありましたが、期間を切ってということ、代替措置で補助をしていくということで理解はできやんことはないわけですが、やはり金額面での再検討とか、そういったことも必要ではなかろうかなどこのように思います。期限を切ってということで説明のあとのほうで、1 年というようなこともちょっとあったわけですが、1 年こっきりでこの対応をしていくということですか。そうしたらその辺をちよっと思ひます。

◎広委員長

課長。

●奥野商工労政課長

こちらのやすらぎ公園プールにおきましては、昨年いろんな取り組みをさせていただきまして、御利用をいただいたところですが、今年度比較的安い料金で御利用いただきますプールが、もしなくっておれば、もっと多くの回数を利用したのにとというふうなお声もあるのではないかとということで、今回激変緩和というふうなことで次年度に限り、安い、同額の料金で泳いでいただけるように代替の措置を設けさせていただいたところがございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎広委員長
世古口委員。

○世古口委員
期間を限ってということで、私、今1年ということで、先ほど言われたように思いますが、その辺をもう1回尋ねさせてください。

◎広委員長
課長。

●奥野商工労政課長
先ほども御案内させていただきましたが、やはりスタートする段階であればですね、スタートする段階から、やすらぎ公園プールはもう今年度で終わりですよというふうなことになるのであれば、まだまだたくさんの方が利用される方もあったのというふうなことで、そういった形のことも考えられることから、次年度に限り激変緩和というふうなことで次年度に限ってということで代替措置としてとらせていただきたいと思いません。

◎広委員長
世古口委員。

○世古口委員
わかりました。なかなかまあ1年ということで代替措置をやるということになってきますと、非常にまあいろいろまた問題があるのではなかろうかとこのように思いますので、もうここで切っておいたらどうですか。それとも安い・・・、私の近くにもB&Gのプールがあるわけですが、そういったところもいろいろあるわけですが、そこらはやっぱり利用者を選択、いろいろな調査をしてもらって選択をもらってそういったところに対応してもらったらいいいのではないかなと。
やはりまあ伊勢市の負担と言うことになってくるといろいろ問題は出てくるように思いますが、その辺をどう考えておるのか再度聞かせてください。

◎広委員長
課長。

●奥野商工労政課長
委員仰せのように、海洋センターですか、お近くのということで言われておるところ

につきましては、やすらぎプールよりも安い料金で使うことができるということで、こちらにつきましては市民の皆さまも広く御理解をいただいております、その中から使われるプールについても利用されるというふうなことでございます。

そんなところでございますので・・・。

◎広委員長

部長。

●中井産業観光部長

失礼しました。確かに代替措置が必要かどうかということは、意見が別れるところがあるかと思えます。これまでも施設を廃止するに当たりまして、いろいろと要望をされてまいりました。その皆さん方にもやはり何とか残してほしいという強い要望もございます。その辺も総合的に考え、期間を限定する中で、1年に限りということでございますけれども、何とかお認めいただきたい。そうすることによりまして、段階的にと申しますか、そういう形でだんだん閉めていくという形をとれるのではないかと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

◎広委員長

世古口委員。

○世古口委員

利用者におきましては、やはり1年間代替措置で負担をしてもらってということになってきますと、やはりまたその先もそういったことが、署名行動とかいろいろ含めまして出てくるのではなかろうかと、私そのように思いますので、やはりここで線を引くとか、廃止にするのであれば、ちゃんと整理をしておいたほうがいいのではないかなとこのようにまあ思います。その辺につきましては、今後、この場でどうのこうのということにならんと思いますので、今後まあこの問題について十分な精査をしてもらいたいとこのように思います。

◎広委員長

意見ですね。他にございませんか。

山本委員。

○山本委員

今、世古口委員が話をしたのですが、このやすらぎ公園の問題においては、森下前市長がいわゆる行財政改革の中で廃止と、こういうように決まりましたわな。今の鈴木市

長が当選をして、政策として、何とかこれを見直したい、もう一度やるということで、1回ボツになったやつを起こしてきたわけやわな。それで我々、議員もおおむね賛成をして、今まで経過をしてきたと。しかし元々、これは行財政改革の中で、もう合わんと、今はもうこの任になっていないと。修理もしていかないかんということになったやつを、市長が変わって再度起こしてきたと。

これこそまさに今世古口委員が言うように税金の無駄遣いやと思うよ。ということは、これ300円負担するということやわな。去年、大人が入場したのは何人ぐらいおったん。それでそれをかけたら大体どれくらいになるの。

◎広委員長

課長。

●奥野商工労政課長

平成23年度におきましては、大人の方が4,300人ほど御利用いただいたところでございます。

◎広委員長

山本委員。

○山本委員

それで4,300人かける300円でいくらになるんやな。

◎広委員長

部長。

●中井産業観光部長

ただいま課長が申しあげましたように4,300人ということになりますと約130万円弱ということになるかと思えます。ただし今回新年度予算におきましては200万円少しみさせていただいて御審議を賜りたいというふうに考えております。と申しますのは、やすらぎ公園につきましては、お盆の期間が休みになっておりました。今度千の杜さんにお問い合わせするときには、その期間も含めた中でのお願いということも考えておりますので、少し若干余裕幅をみまして、7,000人程度はあるのではなかろうかということで、予算のほうをお願いしておるところでございます。

◎広委員長

山本委員。

○山本委員

130万円ということになると、それが大きいお金なのか、小さいお金なのかは、その人によって判断も違うと思うのですが、これあなたのさっきの答弁だと、段階的にやっていきたいというけれども、はっきりしておかんと、もう来年1年なんやと。1年だけするんやということなのか、要するに1年だけするんで、今これ130万ぐらい、前年度に置き換えると130万から150万ぐらいやと思うんさ。それが1年して、もう次やめるんやったらこれ150万はなんなんやと。世古口委員も言うておるように、もうここで切っておいたらいいんと違う。それはいみじくもあなたらが、「しかしこの同プールは夏の間の親子の触れ合いの場となっていたことから、これに変わる処置を実施すべく検討してまいりました」という文言で今まで説明をしておるで、1年間やっぱし延長していかないかのかなということなんやろ。そうやったら市長がここでこうなんやということではっきりしたらいいんとかうの。130万出しても次のときはあらへんのやろ。あるんならまた別やんな。ちょっと答弁を・・・。

◎広委員長

部長。

●中井産業観光部長

委員のおっしゃるように確かに継続すればその問題は尾を引くということは考えております。しかし今回、将来のことを十分検討させていただいた中で廃止と継続ということの中で、施設につきましては、23年度をもって廃止をさせていただきたい。運営につきましては、代替措置、少しでも何とかならないかというふうな思いをこめまして、1年に限りこういう形でお願いできないかということで現在進めさせていただいておるところでございます。

◎広委員長

山本委員。

○山本委員

ちょっとわかりにくいんやけれども、プールを廃止すると。そやけれども今期間を限ってこの300円の補助は来年だけやなしに、またそれもずっと考えながらやっていくかもわからんということなんかな。それも切るんかな、どっちなんや。

◎広委員長

部長。

●中井産業観光部長

現在のところ考えておりますのは24年度に限りということで、1年間だけお願いしたいということでございます。

◎広委員長

山本委員。

○山本委員

そうすると、1年間であなたらが今まで言っておった、この「夏の間の子の触れ合いの場所となっていたことから、これに変わる処置を実施すべく検討してまいりました」というのが、1年で終わるわけや。それなら1年で終わるんなら、今切ったらいかなのかな。

◎広委員長

部長。

●中井産業観光部長

確かにおっしゃるように切るか切らないかという判断でございます。やはりその閉めるということを決めたあとも、この今までお伝えいただいた存続を希望する団体とかから強い要望もいただいておりますし、また、この廃止に伴いまして、11月の段階でも代替措置についても検討しておる、その方向が決まりましたら議会のほうにもお示しをさせていただきたいと言ってまいりましたので、庁内で検討した結果、1年に限り存続をし、25年度からはすべてないという形でさせていただこうということをもとめたところでございますのでよろしく申し上げます。

◎広委員長

他にございませんか。小山委員。

○小山委員

ちょっと私もお聞かせください。これはですね、セーフティネットじゃなくて、伊勢市民すべての方が平等に受けられるサービスですよ。

◎広委員長

課長。

●奥野商工労政課長

こちらにつきましては市民の方が御利用いただくときに広く利用いただけるという料金の設定をさせていただきまして、やすらぎプールの御利用で御利用いただくということでございます。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

先ほど利用者が4,300人かける300ということだったのですが、一人の方が2度、3度、4度と、結局1万3千人余り利用されたわけですね。これ300円の分が4,300人という意味ですか。

これになりますとね、今度やすらぎ公園プールを利用しておった方だけではなく、やすらぎ公園プールに行かずに、千の杜に行っておった人も、今年は安く利用できるわけですね。かなり見込みより負担額がふえるのではないかと思います、その辺はどうですか。

◎広委員長

課長。

●奥野商工労政課長

今回、平成24年度につきましては、市民の皆さまの方で、特に大人の方につきましては、そういった料金の負担をさせていただくということでございます。そういったところから、開設期間につきましては、おおむねやすらぎプールと同じような期間等でございますが、市民の方に、大人の方については利用いただけるというふうな形でございますので、そこら辺も含めまして、平成24年度につきましては話題性も含めてふえる可能性があるというところから予算上の計算をさせていただいたところでございます。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

千の杜の23年の利用客というのはつかんでおられますか。

◎広委員長

課長。

●奥野商工労政課長

千の杜さんにおかれましては、おおむね宿泊されておる方、それから一般の利用の方も含めまして、概数でございますが、3千人から4千人というふうなことで伺っております。ただし、これまでの大きな利用といたしまして1万数千人ですか、利用いただいた経過もあるというふうなことで、それなりの大きなレジャー施設でございますので利用のほうはしていただけるかと思っております。

◎広委員長

課長、よろしいですか、今の千の杜の何千人というのは、伊勢市民が何名かというの
はわかっているのですか。

はい、部長。

●中井産業観光部長

ただいま課長のほうが申し上げました数字につきましては、千の杜さんのプールを利用された方の人数でございますので、大人、子供の区分についてはつかんでおらないということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

◎広委員長

いえ、伊勢市民かどうかということが問題ですね。今伊勢市民の利用については割引するんですね。そういうことは把握しているのですか。

◎広委員長

部長。

●中井産業観光部長

それにつきましては、伊勢市民であるか、市外の方であるかということも千の杜さんのほうでは把握されていないということでございます。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

私ね、このやすらぎ公園プールを廃止するにあたっての代替措置といえますか、セーフティネットは必要だと思っておるのですが、今回みたいに全市民対象じゃなくて、やっぱり弱者といえますか、補助するような対象の人を限定してサービス券とかを配付し

たら、なおかつ24年度限りじゃなくて、何年か継続するようなことを考えたほうがいいのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

◎広委員長
部長。

●中井産業観光部長

今委員のおっしゃる様にこれまでのやすらぎ公園の利用者というのを限定するのは非常に難しいと思われま。例えば、やすらぎ公園を利用した方、経験者に対する資格証とか、そういうことを発行することは不可能でございますので、やはり伊勢市民についてということで御理解いただきたいというふうに思います。

◎広委員長
小山委員。

○小山委員

話は全然変わるのですが、今小中学校のプールの市民への開放というのは現状どうなのでしょう。

◎広委員長
課長。

●奥野商工労政課長

ちょっと当該課ではあれなのですか、学校のほうの夏休みの間の開放プールということで子供たちを対象に開放されているのではないかと思います。

◎広委員長
小山委員。

○小山委員

かつてやすらぎ公園プールを利用していた方に補助金ではなくて、何て言うんかな、社会弱者というふうな認定を受けているような方にのみ配布したらいいんじゃないかと思うのです。ちょっとその辺配慮だけしておいてください。

◎広委員長
意見ですね。他にございませんか。

辻委員。

○辻委員

私もこの料金の設定と、その予算が200万円ぐらい見込んでいて、過去の部分では129万、130万弱という形で話があったわけですが、伊勢市という、市民というところが概念も含めてですが、何をもって市民とするのかということも含めてチェックがかからないと、千の杜さんがですね、申し訳ないけど、全部伊勢市民やったというふうな話になっては、またこれ予算も変わってくるかと思いますが聞かせてください。

◎広委員長

部長。

●中井産業観光部長

これは千の杜さんとの今後の協議というのがあるわけですが、現在のところ申し合わせておりますのは市民であることがわかるようなもの。例えば大人の方ですと免許証でありますとか、子供さんの場合は学生証などのようなものがあれば、そういうようなものをお持ちいただくことによりまして確認をしていきたいということをおっしゃいます。ただし全てが固まっておるわけじゃございませんので、その辺につきましてはもう少し時間をかけながら確認の方法につきましては詰めていきたいというふうに考えております。

◎広委員長

辻委員。

○辻委員

心配しているのは、一緒に行った方々の中には、伊勢市民もおられると。里帰りでおられる方もおられると思うんですね。その方々に対してはこの補助は対象にならないというふうに思いますので、そここのところの見分けがですね、一人が出せばそれでいいのかという形になるのか、全部それぞれチェックをかけていくのか、その辺までは考えておられるのでしょうかね。

◎広委員長

部長。

●中井産業観光部長

原則といたしましては、市民を対象とした補助ということで考えております。その辺

確かに里帰りされておって、例えばいところ行くとか、甥っ子と行くとかというようなケースも出てくるかと思いますが、その辺につきましては確認の方法を今後千の杜さんのほうと協議させていただきたいと思います。

◎広委員長
辻委員。

○辻委員

あんまり固い話はしたくないのですが、そこまで考えておかないといかんのかなというふうに思っていますし、先ほどからいろいろ話がありますけれども、本当に単年度だけ考えておられるのか、それだけやったら先ほどから言われておるように、なくなってもいいというような気がしますし、今後この1年間を見てね、これがすごく人数が、使われる方がどっとふえてということが検証もしたいというふうになると、千の杜さんのほうが、現在どれくらい伊勢市民が使われているとか、大人の方が何人使われておるかというぐらいは、大体掌握されておりますよね、普通であれば、料金が違うのですからね。その辺のところを先ほどの話だと、答弁ではないということですが、その辺のことは本当はないのですか。

◎広委員長
課長。

●奥野商工労政課長

申し訳ございませんが、千の杜さんのほうにつきましては、一般の大人料金いくらという設定しかございませんので、市民の方、あるいは市民以外の方というふうな区分につきましては、これまではされていないということでございます。

◎広委員長
辻委員。

○辻委員

掌握していないのならそれでしょうがないのですが、例えば先々のことを考えたときにやすらぎ公園プール自体は確かにいろんな問題がありますから、廃止ということも含めてわからないことはないのですが、先々伊勢市民プールというものは一切考えていかない方向になるのか。もっともっと利用者がふえれば、市民からの本当に要望が出てきて、市民プールが必要じゃないかというような話が出てきたらどうされるのでしょうかね。

◎広委員長
部長。

●中井産業観光部長

このやすらぎ公園プールは元々勤労者の雇用促進、健康増進というような形で設置されてきたということでございます。今の条例に関しましてもそれが大きくうたわれておるといふふうな、御承知のとおりだと思います。

市民プールという位置づけになりますと、やはり少し分野が変わってくるのかというふうに思いますが、こういうふうなものかもし仮に起こるのであれば、またその段階で、新たなプール、市民プールとしての位置づけの中でのプールを、例えばそれが年間を通して利用できるようなプールになるとかですね、そういうふうなことも含めて必要になればその段階で考える必要が出てこようかと考えております。

◎広委員長
辻委員。

○辻委員

先々は考えられることもあるということですので理解しておきますけれども、こういった部分が、すごく大事な部分だと思っておりますので、単年度だけで済ませるのであれば、本当に無駄な感じになってくるし、継続性も含めてされるのなら、しっかりと考えて、今回はジョイントとして、これが必要だといふふうなのであれば、その理屈はわかるのですが、若干わかりにくい部分がありますので、その辺ちょっとこれからしっかり検討だけお願いいたします。

◎広委員長
他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎広委員長

よろしいですか。

今から自由討議ということで時間をとらせていただきます。自由ですのでどうぞ皆さん御意見いただければ。

品川委員。

○品川委員

私も皆さんの言われるとおりで、これが政策なんかというと、全然政策にもなっていないので、これを1年やるとまた来年これを残してくれというふうな話になってくるので私としては、今回切ったほうがいいのではないかと考えております。例えば障がい団体の方がやすらぎプールを利用されておったとすれば、市のほうにそういう申し込みをしていただいて、市のほうから補助を出すとか、そういうふうなほうが継続できるのではないかな。今年1年で、これ端的にこれだけやったので、うちは代替措置をしたみたいな形で終わっていくというのは、非常に僕は問題があると思うのですが、できれば皆さんの御意見もせっかくのところですので聞かせていただきたいなと思います。

◎広委員長

山本委員

○山本委員

これいろいろ議論を聞いておっても僕は極端な話、もうやめたらいい。もう来年だけやでやめたらええやんかということやけれども、150万、200万のことならな、これ続いてもええわけやんか。市長が健康増進とか・・・(苦笑する者あり)、いやいや、ほんまにそのほうが市民喜ぶんとちがう。200万とか300万でやりますよということになると、そういうことやろ。その中でやっぱりな、さっきの神宮さんとの話の中でも、違いがあるのは、あなたのところはもっと詰めやないかんわ。ここでもう今ここへ出てきて、千の杜がこれだけ協力するんやと言うたら、子供・大人だったら大体何人大人がおって、何人子供がおって、大体どれくらいお金があるんやとか、いらんやという話にならんといかんのに、いやあんまり聞いていませんのやとか、どうも何か話が、あなたらあんまりアバウト過ぎるんやわ、詰める話が。そやでここでも全然答弁がなってへんだに、今の今までの話でも。その人数なんかとか、子供が、千の杜がどんなんやとか、大人がどんなんやとか、市外がどんなんやんとかというてくると、ここへ出してくるまでに向こうと詰めておかないかんわな。そうすると市が大体アバウト的に出してくる金というのがわかってきますやんか。それで千の杜に泳ぎにくるのに名古屋から来て帰っていかへんに、そんなもんは絶対に。そんなところも踏まえてやっぱり資料も出してもらわんと、質問すると、あんまり聞いてないような話やし、それで本当にあなたらが、市長が思うような政策で、いわゆる廃止になったやつを起こしてきたのは、何とかしたいという気持ちが強いんやと思うんやわ。そんなんやったら、ここやったら修理費も何にもいらんと200万や300万ぐらいですな、市民の人が喜んでもらえるなら一番良い政策と違うん。そんなんやったらずっと何千万もいらんやで、続けたらよろしいやんか。そやでそこら辺のことが、何か1年限りで終わるんやと。そやでみんなが1年限りで終わるんやったらもったいないなということやし、今の辻さんでも続けてもらうんやったらあ

りがたいなというようなことになるのと違うん。もうちょっとそこのところをみんなが納得するような説明をやっぱりしてもらわないかんに。何か役所のために、何か1年限定しておくように聞こえるに。市民のためと違うに。市民のためやったら今までやっぱ続けやないかんわ。そやであなたらが今まで答弁しておくことに併せて、しょうがないで1年限りやと、1年伸ばすんやと。こういうように聞こえてならんわな。そやでそこのところをもう1回、これはこの問題においては、もう1回やな、この1年限りという期間を切ってというのは、本当に期間をきるのか、切るのならやめたらいいし、やめへんのやったらもっとやっぱ精査して、みんなと慎重な審議をせないかんに。全然その場、その場の場当たりのやわ、政策が。その場、その場の言うて、その言うたことにおいて、フォローしていかならんで、それをフォローしていくのにまた話をしていくと。そやでこんな話になってくると思うんやわ。あの時は、こんな1年限ってと言うてへんだもん。

そんなことやもんで、いっぺんこれもやわな、もう話しておってもあれやで、もういっぺん協議会やでな。いっぺんあれしてもらったらよろしいやんか、僕はそう思いますので。

○世古口委員

いろいろさ、議論が出ておるけどさ、もう1年で切るのやったら、もうやめておいたらいいんさ。やっぱしさ、ずっと続けるんやったらな、続ける方向でさ、もっといろいろな政策的なものを出してもらわないかんわな。

◎広委員長

工村さんどうですか。

○工村委員

市長のマニフェストということでき、市長がこれを、選挙の一つの看板としてやってきた以上はさ、これ1年でやめ、方針が変わって、こういうふうな代替案が出てきた。それは山本先生のいうとおり私もそう思いますので、本当に大賛成ですわ、山本先生の言うとおりで。

◎広委員長

小山委員さん。

○小山委員

僕は、このやすらぎ公園プールの廃止は、僕は当時から賛成だったわけですが、それはそれとしてセーフティネットだけは考えておかなければいけないというふうに思っ

ていましたので、廃止と同時に弱者救済ですね、例えば障がい者であるとか、例えば所得がいくら以下の人にまでね、本人の申請によって、今老人パスみたいなのがあるじゃないですか、回数券ですけれども、ああいうような要領で申請して発行すれば、それで継続してずっとやっていけば問題ないかというふうには思うのですが、今のこの案でしたら、高所得の人でやすらぎ公園プールへ行かずに千の杜へ行っておった人も半額で受けられるということになりますのでちょっと問題、なおかつたった1年限りということもありますので、そんなふうな考え方に変えてもらったほうが、セーフティネットという観点から考えてもらいたいなというふうに思います。

◎広委員長

市民サービスを考えるのであれば、そういった本人申請でのサービスを継続していくような対処をとれないかということでもちょっと考えておいていただきたいと思います。
山根委員。

○山根委員

これみんな個人の考え方で、いろんな意見があると思います。どれがいいかというのは図りしれんし、「協議会やでな」「自由討議やでさ、自分の考えだけ言ってもらえれば」と呼ぶ者あり]私はとりあえず、こういう形でも1年間でもしてもらえれば、これ喜ぶ方は多々おるし、本当に極端な話ですね、子供が今年卒業していくとかいうのもそうだけど、済んでいったときになったら、もうなくてもいいやないかという人も多々おるわけなんですよ。自分ところが大きくなっていったら。そやで子供がおる間は、プールが残って欲しいとかというのがある中でも、僕は1年間でもこうやってしてもらったら、結構喜ばれてありがたいと思う人も、半額で800円が400円になると、やすらぎと一緒にの料金でやってくれるということはありがたいと思う人も数多くおるのかなと僕は思うわけで、とりあえず当局がこのようにやってくれるのはありがたいかなという感覚を受けています。

○辻委員

私は先ほど小山委員が言われたように本当にセーフティネットの部分が大事であって、ある程度収入のある人が、わざわざ補助を受けていく必要もないかというふうに思いますし、先ほどの山根委員じゃないですが、子供がおれば行きたいけれども、女の子だったら行かないとか、そこの歳だけが、おる間だけとかですね、その次の年の人らはかわいそうとかそういったことが実際起こってくるものですから、そこのところの考え方を明確にしていかないといかんのかなと私は思っておりますのでね、そこのところは今の段階では、何かあやふやな雰囲気しかみえないのですから、政策としてもすごく矛盾点を感じるかなというふうに思っております。

○岡田副委員長

私としては、基本的には伊勢市の市民プールはどういうふうにあるべきかというのを考えなければいけないのかなと思っています。市民プールがなければ、これをやらなくてもいいかもしれませんし、やはり健康促進の面から市民プールが必要というのであるなら、健康促進で、例えば体育館のことでもそうですわ。基本的には絶対利益は出るような体系は取れないと思っております。そういう点で考えるとこういうようなものは、残して長期的にやっていくことが望ましいかなという面もあるんですわ。という観点から考えると、一度やってもらって実績・結果を見せていただきたいという気持ちは少しあります。

○品川委員

プールの問題については、今学校のプールが廃止になっておるような感覚ですよ。そうですね、中学校はプールを全部廃止していくような形で進めておるんですよ。だからプールが、いったいどうなんやという論もされず、今中学校のプールは廃止になってしまった。小学校のプールは残っておるでしょ。そうするとあとは子供が、小さな子供、小学校へ行っていない子供がどうなるかという話になるのかな。先ほど部長のほうから、学生証を見せたらいいというけど、学生証をもっておる小学生なんて今おりませんよ。そうですね。だからそんな判断ができない、今、岡田君が言われたように、伊勢市が、本当にそれが必要であるとすればね、今、体育館なんかで、市民体育館なんて伊勢市の体育館ではあらへんのですよね、今使っておるのは、県の体育館、学校の体育館しか使っていないでしょ。それが、市民体育館が必要である、市民プールが必要であるというような政策を持っておる人がやるのなら、今将来私はこんなものを健康のために建てますという首長がですね、これを議題に出してそれまでここでちょっと我慢してくれんかというのならわかるけど、先のことが全然できてないのに、ただ短期でここだけお金を突っ込んでおるといのはまさに全然駄目やと思うんです。そやでうちの市長が将来本当に子供らのための健康づくりのための市民体育館も市民プールも必要だというようなことを自分で言われてね、政策として進めていかれるんやったら、これはこれで議論ができるかもわからんけれども、何かそれこそ山本委員の言われたように、もう今回こうなったんで、1年間だけこうやってしておいたら、まあええやねえかというような感覚はもう絶対駄目やと思うんですよ。だから当局に言うても、たぶん「えっ市民プールを建てるんですか」、それはもう無理ですよというような感覚ならこういうところをどうするか、学校とのプール論ということも必要やと思う。そやで、僕らが小学校の時は正直、小学校にプールはなかったですよ。中学校のプールへ行っておったんですよ。中学校のプールの水を少なくしてもらって入っておったんですよ。今小学校はプールを常駐してあるから、それやったら、小学校のプールをできるだけ使ってもらおうよう

にしたらいいと思うし、一般の方にも開放をすることも必要やと思うし、今の残っておる中学校のプールでもどんどん開放してやってやることも一つの考え方。それに関して水のお金がかかるんやったら、その分だけ料金をとったらいいじゃないですか。何の目標もなしにこうやって、やってくること自体が僕は非常に疑問です。ただセーフティネットだけは大事にしたらないかんから、この間するとき、私はやすらぎ公園はやめましよう。その代わりにセーフティネットだけはやったらどうですかと、それが、セーフティネットが伊勢市全部の人にやるセーフティネットなのか、やはり弱者に対するセーフティネットなのかというのをちゃんとはっきり出して議論をせんと、何かで、どっから来ておるかもわからへんけれども、学生証をもっておったらいいんかと、それか小学生が何か持ってくるものもないし、免許証もあらへんしということで、そこで個人情報の、まあ言うたら全部書いて、あんたどここのだれやんというて書かせること自体もいかなもんかと思えますけれどね。〔この程度やな〕と呼ぶ者あり〕

◎広委員長

よろしいですか。

今のことを当局の方、考えていただいてよろしくをお願いします。

暫時休憩します。

(休憩 午後 2 時08分)

(再開 午後 2 時08分)

◎広委員長

休憩を閉じ会議を続けます。

【岩手県山田町への暖房機器の支援について】

◎広委員長

次に報告案件に入ります。

「岩手県山田町への暖房機器の支援について」の報告をお願いします。

交通政策課長。

●中村交通政策課長

それでは、「岩手県山田町への暖房機器の支援について」御報告申し上げます。

資料 6 をごらんください。

昨年 11 月中旬ごろに、いせ市民活動センターの方から、東日本大震災で被災した岩手県山田町への暖房機器の支援ができないかとの問い合わせをいただきました。

いせ市民活動センターは、震災直後から岩手県山田町に対し、ボランティアによる支援活動を行い、その活動内容はこれまで9回程度現地入りをするなど精力的に活動しており、現在も継続して活動していると聞いているところでございます。

交通政策課では、宇治山田港旅客ターミナル施設を取り壊しの際、再利用が可能な製品を取り外し、再利用を行ってきたところでございますが、すぐに利用できなかったものについては、今後利用が可能なものとして保管しているところでございます。

今回、このような問い合わせを受け、保管している暖房機器を再度調査しましたところ、庁内においては当面使うようなところがありませんでした。

また、山田町のほうで機器の設置ができる製品なのかどうかも確認の必要があったことから、いせ市民活動センターを通じ、製品番号等規格について問い合わせたところ、使用可能との返事をいただくとともに、平成24年1月18日付けで山田町町長、沼崎喜一様から、支援についての要望書をいただきました。

これらのことから、宇治山田港旅客ターミナル施設の再用品である暖房機器を無償で譲渡したいと考えているところです。

なお、運搬及び取り付けにつきましては、山田町の負担で行うこととしており、譲渡につきましては、2月下旬の予定で、調整が済み次第、引き渡したいと考えているところでございます。

壊滅的な被害を受け、いまだ震災復興さなかの山田町に対し、震災復興の一助として役立てていただき、一日でも早い復興ができるよう御祈念申し上げ、報告とさせていただきます。

何とぞ御理解賜りますようお願いいたします。

◎広委員長

報告は以上ですが、特に御発言があれば許可いたします。

御発言はありますか。

山本委員。

○山本委員

ちょっとお尋ねをしたいのですが、これ再利用が無くとも書いてあるわな。ある部分ではオークションにかけている財産もありますわな。ヤフーのインターネットのオークションにかけておるものがある。これはオークションにはかけへんだんかな。

◎広委員長

課長。

●中村交通政策課長

私ども、まだ施設が取り外したもので、役所の中で使える施設の中で、それぞれ施設を持っているところに手を挙げていただいております。

まだそれなりに手があがらないところもありますので、そういうオークションというのを今後検討していかなければならないと思っておりますが、現在のところ保管をしているというところで、オークションにかけた経緯はございません。

◎広委員長

山本委員。

○山本委員

これはこれでええんやけれども庁内でそんな話が一体になっての話はないんかな。ということは、庁内である部分なんかはオークションにかけて全国的に入札なんか入ってくるわな。これもう知っておる人も・・・いわゆるパッカー車なんかはそうやわな。そうするとどれをやな、オークションをかけていくんや、どれをしていくんやという庁内でのいわゆるひとつのあれがないんかな。あんたところは役所の中で手があがらんと、そやでこれずっとほってあったんやと。そんなんやったら、これ何カ月もあったけれども挙がらんと、オークションにかけやつ、かけやんやつという線引きやな、役所の中で、そういうシステム的なことはできておらんのかな、各担当だけでやっておるんかな。そやでこんな問題が起こってくるに。

◎広委員長

課長。

●中村交通政策課長

今回1年前程度に取り外しただけで、まだ時間がそれぞれ各部署で申し込みということでありまして、申し込みもここへきてないと思われまますので、今後そういうことも含めて庁内で議論していきたいと思っております。

◎広委員長

山本委員。

○山本委員

あのな、あなたなの・・・もう端的に言うたらいいんやわ。そういうことは、庁内でやったと、やっただけけれどもこれだけ庁内ではどこも取り手がなかったと。そんなんやったら、もうこれもったいないで、いつまでも置いておかんと、オークションにかけやんやったら、かけましょとか、そういうシステム的なことができておらんのかというん

さ、それつくらないかんに。

◎広委員長
課長。

●中村交通政策課長
そのように、今後、ちょうどこの時期に今後していきたいと考えております。

◎広委員長
品川委員。

○品川委員
内容的に、別に問題はないのですが、ただね、本来なら山田町さんが伊勢市に要望依頼があるのが普通かなと思っておるのですが、言うたら伊勢活動センターに伊勢市が物を渡してですね、そこからそっちへ行くような形ですよ。本来なら例えば被災地のところにもっと困っておるところがあるというふうな話が伊勢市に県から下りておれば、逆にそちらのほうの選択肢も出てくるし、これは今伊勢市がいろんなボランティアで入っているところが山田町であったから山田町なんですけれども、本来なら山田町さんから伊勢市に申し入れがあるのが普通やと私はそのように思っておるのですけれどもね。

◎広委員長
課長。

●中村交通政策課長
申し入れというか、要望書はいただきまして、2月の下旬に来て、こちらへというお話もいただいております。ただ、どうもちょっと調整がつかず、いったんは送ることになりますけれども、向こうの費用で送る格好になるかと思いますが、その後またこちらへお邪魔したいということも聞いておりますので、その辺のことは向こうの忙しいしさというのが私どもわかっておりませんので、御理解願いたいと思います。

◎広委員長
要望書というのは伊勢市に来たのですね、「伊勢市です」と呼ぶ者あり伊勢市ですね。

○品川委員
そうしたらさ、市民活動センターを通じというふう書いてあるんでね。

◎広委員長
課長。

●中村交通政策課長

大変申し訳ございません。ちょっと情報が、伊勢市民活動センターが、比較的精通しておりますことから、そこから我々も情報をいただいておりますが、公文というのは直接伊勢市長に来ております。申し訳ございません。

◎広委員長
品川委員

○品川委員

それならいいですけどね、これ読んだ時点では、なんでそうなんやろなという、えらい段取り的には悪いなあというふうな思いがしたのでね。今ちゃんと市長のほうに公文で来たというならそれですとしたいと思います。

◎広委員長
辻委員

○辻委員

先ほど、この備品というか物を山田町さんで負担していただいて向こうへ送るという形ですが、この輸送代はどれくらいかかるのですか、だいたい。

◎広委員長
課長。

●中村交通政策課長

向こうの負担であると、そういうことでありますので基本的にはこちらでは計算もしておりません。

◎広委員長
辻委員

○辻委員

要するに僕が言いたいのは被災地に対してね、向こうの負担でさせるということ自体

もどうかと思って、こちらで安価でもし輸送できるのであればね、それこそ被災地のことを考えて送ってあげるべきだろうと。使えるもんだからということで、こちちが提供するというふうな形までもっていくのが本来だろうと思うのですが、被災地の負担でやるぞというような何か上から目線でいうようなのはいかんのと違うのかなと思ってるので聞かせてもらったのですが、その辺はちょっと。

◎広委員長

暫時休憩します。

(休憩 午後 2 時17分)

(再開 午後 2 時17分)

◎広委員長

休憩を閉じ会議を開きます

他に御発言はございませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎広委員長

御発言もないようでありますので本件についてはこの程度で終わります。

保険料等のコンビニエンスストア収納の開始について

◎広委員長

次に「保険料等のコンビニエンスストア収納の開始について」の報告を願います。

副参事。

●奥山建築住宅課副参事

それでは「保険料等のコンビニエンスストア収納の開始について」を御報告申し上げます。

資料7をごらんください。

現在、伊勢市では、納付者の納付窓口の拡大と、利便性の向上を図るため、市税につきましては既にコンビニエンスストア収納を行っておりますが、平成 24 年度より国民健康保険料など料についても、コンビニエンスストア収納を開始することとなりました。

「1. 取扱公金」ですが、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、住宅使用料等でございます。平成 24 年 4 月 1 日以降に発行した納付書が

対象となります。

次に「2.取扱開始時期」ですが、平成24年4月1日からでございます。

次に「3.収納取扱店」ですが、全国の各種コンビニエンスストアで取り扱うことができます。伊勢市内で35店舗、全国では約4万5千店舗が取扱店となります。

次に「4.収納代行業務委託先」は、岐阜県の株式会社電算システムです。市税が現在、契約している会社で、市税の契約更新に合わせ、料についても取り扱い対象を拡大した形で契約をするものでございます。

次に「5.業務委託料」ですが、基本料として料全体で、月1万5千円、手数料が1件当たり55円となります。

以上、「保険料等のコンビニエンスストア収納について」御報告申し上げました。

何とぞよろしくお願いいたします。

◎広委員長

報告は以上ですが、特に御発言があれば許可いたしますがよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎広委員長

御発言もないようでありますので本件につきましてはこの程度で終わります。

国営宮川用水第二期農業水利事業負担金の予算計上年度の変更について

◎広委員長

次に「国営宮川用水第二期農業水利事業負担金の予算計上年度の変更について」の報告を願います。

農林水産課長。

●川口農林水産課長

それでは国営事業で整備しました「宮川用水事業負担金の予算計上時期の変更について」御説明申し上げます。

資料8を御高覧ください。

宮川用水事業負担金の償還方法につきましては、昨年の11月25日開催の産業建設委員協議会におきまして、事業負担金23億2,700万円の償還方法を一番負担額の少ない方法である国の「予納制度」を利用していきたいと御報告を申し上げたところでございます。そして、この「予納制度」で償還する場合は、23年度までの事業費負担額を平成25年4月1日に納付することから、事務手続上24年度中に支出負担行為が必要なため、24年度の

当初予算として計上させていただきたいと併せて御報告させていただいたところでございます。

これらの手続きにつきましては、三重県からの指導により行ってまいりましたが、先月の24日開催の説明会で、三重県から、24年度計上という指示が誤りであったことが報告され、25年度で計上するよう改めて要請がありましたことから、表にお示しさせていただいたとおり、事業時期を分けずに、全体事業費すべてを25年度予算に計上するよう変更させていただくということでございます。

なお、今回の三重県の訂正による変更につきましては、予算計上時期のみの変更でございますので、平成7年度から24年度までの負担額のうち、事業実施済みである平成23年度事業分までの負担額23億100万円を25年4月1日に支払うということと、残りの平成24年度事業負担額2,600万円につきましては、半年後の25年9月30日に償還で対応させていただくという支払い時期、支払い額・内容につきましては昨年の11月に御報告させていただいた内容と変更はないことを申し添えます。

以上でございます。御理解いただきますようお願い申し上げます。

◎広委員長

ありがとうございました。ただいまの報告は内容にもありましたように三重県から訂正があったためということでございますのでよろしくお願ひします。

特に御発言があれば許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎広委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

伊勢フットボール場の施設の整備について

◎広委員長

産業観光部長。

●中井産業観光部長

1件追加で、先ほど都市整備部長から申し上げました。

実は、フットボール場の施設の整備につきまして、整備をしていただきます企業様から着工の時期が若干遅れるという報告がまいりましたので報告させていただきたいというふうに思います。

御承知のように朝熊山麓のフットボール場の整備に伴います工事につきましては昨

年秋に市のほうにおきまして会場内の造成工事に取り組んでまいりました。2月末にはその工事が完成する予定でございます。その後施設を寄贈いただきます企業様から3月に入りまして施設の建設工事に入ることになっておったわけでございますが、企業様の都合によりまして、施設の工事着工が2カ月程度遅れるという連絡がまいりました。5月ごろになるということでございます。そのため当初、本年11月末ごろに完成を予定しておりましたものが、完成のほうは25年の2月末ごろの完成の予定になるということでございます。

なお企業様に関しましては、私ども市のほうといたしましても予算に関係することもございます。またやはり24年度中には施設の整備を完了していただきたいということは、強くお願いをさせていただいたところでございます。

企業様からは年度内の完成を目指して取り組みをさせていただく。また引き渡しにつきましても24年度内には完了させていただきたいというお返事をいただいておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

市といたしまして、総合的に判断いたしまして、この申し出につきましてもはやむをえないと判断をしたところでございますので、何とぞよろしく御了承いただきますようお願い申し上げます。

◎広委員長

この件につきまして御発言等ございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎広委員長

いいですか、以上で、本日の協議案件は終わりましたので、協議会を閉会いたします。

(閉会 午後2時25分)